府令・省令

○内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第二号

中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第四十四号）の施行に伴い、農商工等連携事業計画の認定等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十四年八月三十日

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
財務大臣　安住　淳
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　郡司　彰
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　細野　豪志
国土交通大臣　羽田雄一郎

農商工等連携事業計画の認定等に関する命令の一部を改正する命令

農商工等連携事業計画の認定等に関する命令（平成二十年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、令第一号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第十七条第一項」を「第十八条第一項」に改める。

附　則

この命令は、中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年八月三十日）から施行する。

○内閣府、財務省、経済産業省令第四号

沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第十五条第一項第一号の規定に基づき、沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十五条第一項第一号に規定する内閣府令・経済産業省令・財務省令で定める金融機関を定める命令を次のように定める。

平成二十四年八月三十日

内閣総理大臣　野田　佳彦
財務大臣　安住　淳
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　細野　豪志

沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十五条第一項第一号に規定する内閣府令・経済産業省令・財務省令で定める金融機関を定める命令

沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十五条第一項第一号に規定する内閣府令・経済産業省令・財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行（外国において支店その他の営業所を設置しているものに限る。）

二　外国の法令に準拠して外国において銀行法第二条第二項に規定する銀行業を営む者（同法第四条第五項に規定する銀行等を除く。）

三　外国の政府、政府機関又は地方公共団体が主たる出資者となっている金融機関（前号に掲げるものを除く。）

四　農林中央金庫

五　株式会社商工組合中央金庫

附　則

この命令は、中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第四十四号）の施行の日（平成二十四年八月三十日）から施行する。

○内閣府、経済産業省令第六号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第十七条第一項及び第四項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十七条第一項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令を次のように定める。

平成二十四年八月三十日

内閣総理大臣　野田　佳彦
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　細野　豪志

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十七条第一項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令

（定義）

第一条　この命令において使用する用語は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（認定経営革新等支援機関）

第二条　主務大臣は、法第十七条第一項の認定の申請をした者が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合していると認めるときは、同項の規定による認定を行うものとする。

一　基本方針に適合すると認められること。

二　次のいずれにも適合していると認められること（法人にあっては、その人的構成に照らして、次のいずれにも適合していると認められること。）。

イ　税務、金融及び企業の財務に関する専門的な知識を有していること又はこれと同等以上の能力を有すると認められること。

ロ　中小企業に対する支援に関し、経営革新等支援業務に係る一年以上の実務経験を含む三年以上の実務経験を有していること又はこれと同等以上の能力を有すると認められること。